

## 序 章 計画の概要

# 1 計画策定の背景及び趣旨

急速な高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の割合とともに、これらに係る医療費の国民医療費に占める割合が増加する中で、国民誰もが、より長く、健康に生活できることが重要であり、予防・健康づくりの取組をさらに進めていく必要があるとして、国では、2000（平成 12）年より生活習慣やその原因となる生活習慣の改善等に関する課題について目標等を選定し、国民が主体的に取り組める新たな国民健康づくり対策として「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」を開始しました。2013（平成 25）年からは、「21 世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次）」（以下「健康日本 21（第二次）」という。）として取組を推進し、2024（令和 6）年度からは、「21 世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本 21（第三次）」（以下「健康日本 21（第三次）」という。）を開始することとしました。

当市においては、2002（平成 14）年 8 月に健康増進法が制定されたことに伴い、同法で定める市町村健康増進計画として、2008（平成 20）年に「健康ひろさき 21」を策定し、市民の健康増進に取り組んできました。

2014（平成 26）年度には、2022（令和 4）年度までを計画期間とする「健康ひろさき 21（第 2 次）」を策定し、2018（平成 30）年度には当該計画の中間評価を行い、現状分析や実態把握に基づく新たな課題整理や目標等の見直しを行った上で、「健康ひろさき 21（第 2 次）改定版」（※計画期間：2018（平成 30）年度～2022（令和 4）年度）として計画を改定、その後、国において自治体と保険者による一体的な健康づくり政策を実現するために、医療費適正化計画等の期間との整合を考慮し、「健康日本 21（第二次）」の計画期間が 2023（令和 5）年度まで 1 年間延長されたことを踏まえ、当市においても、国、県の計画期間に合わせ、「健康ひろさき 21（第 2 次）改定版」の計画期間を 1 年間延長し、市民の健康増進に向けた総合的な対策をさらに推進してきました。

一方で、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、全ての市民が健やかで心豊かに生活できるようになるには、子どもから高齢者までの幅広い世代において、生活習慣や社会環境の改善を通じて、共に支えながら生きがいを持ち、持続可能で活力ある社会を実現する必要があります。

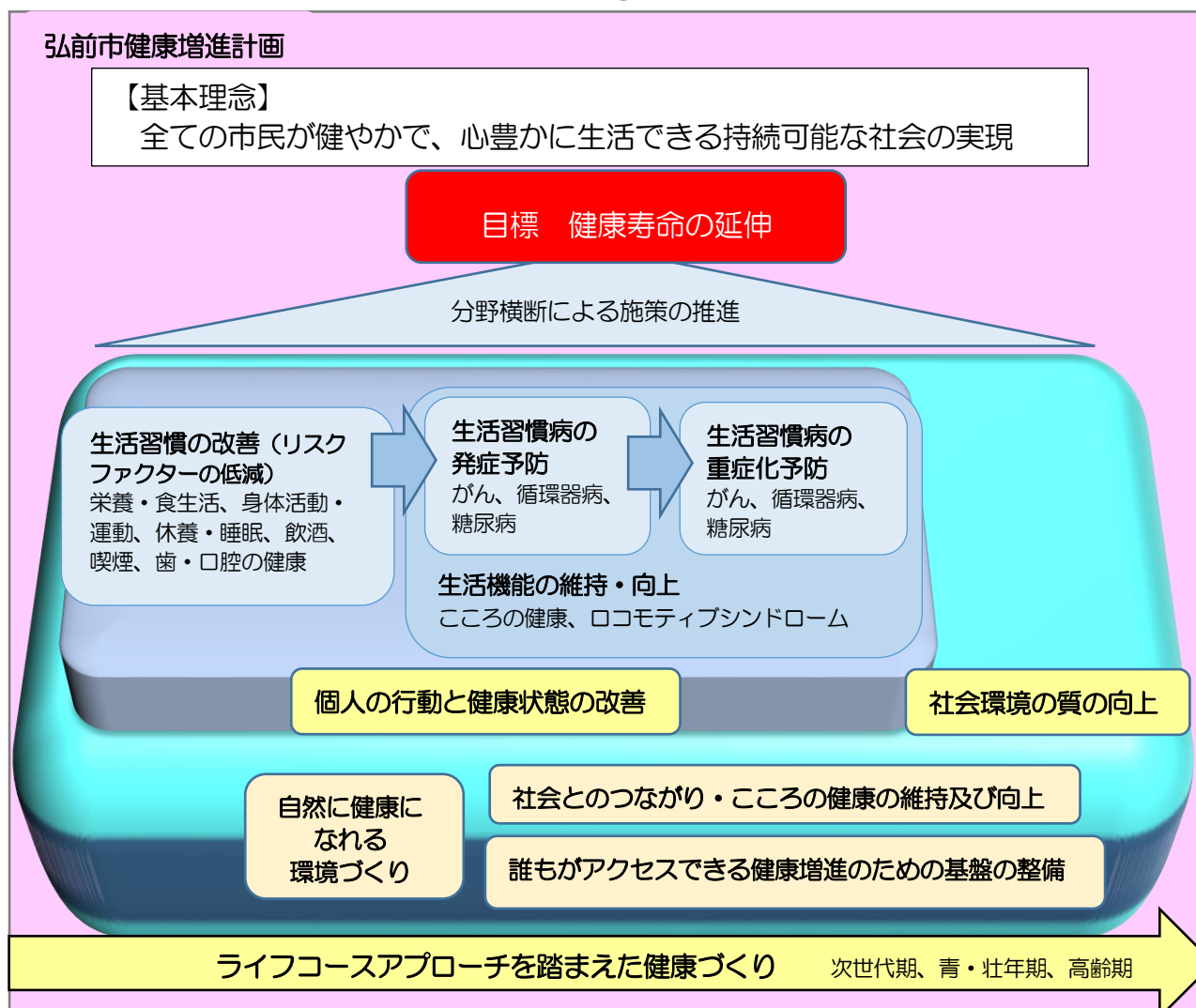
これらを踏まえ、このたび新たな健康課題や社会背景、国際的な潮流等を踏まえた 2023（令和 5）年 5 月告示の「健康日本 21（第三次）」の内容を踏まえつつ、全ての市民が健やかで、心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、「第 3 次健康ひろさき 21」を策定し、産学官民が一体となって健康寿命延伸に向けた取組を総合的に推進していきます。

## 2 計画の位置づけと構成

本計画は、健康増進法第8条第2項で定める市町村健康増進計画として策定するものであり、弘前市総合計画を上位計画とし、基本方針に掲げる「健康都市弘前」の実現に向けた政策・施策を、健康分野からのアプローチにより、具体的かつ体系的に展開するための部門計画として位置づけます。

<b>基本構想</b>	<b>弘前市総合計画</b> [将来都市像] みんなで創り みんなをつなぐ あずましいりんご色のまち
	将来都市像を実現するための5つの政策方針
<b>後期基本計画</b>	<b>健康都市弘前の実現</b> [基本方針] (1) 市民の「いのち」を大切にする (2) 市民の「暮らし」を支える (3) 次の時代を託す「ひと」を育てる
	[リーディングプロジェクト] (1) ひとの健康 (2) まちの健康 (3) みらいの健康
	[分野別政策] ①学び ②文化・スポーツ ③子育て ④健康・医療 ⑤福祉 ⑥雇用 ⑦農林業 ⑧商工業 ⑨観光 ⑩環境・エネルギー ⑪安全・安心 ⑫雪対策 ⑬都市基盤 ⑭景観・文化財 ⑮移住・交流 ⑯市民協働

部門計画



### 3 関連計画

本計画は、弘前市総合計画をはじめ、弘前市国民健康保険保健事業実施計画や弘前市食育推進計画などの他の主な関連計画と整合、協調させながら「健康都市弘前」の実現を目指すものとしてします。

- ・弘前市総合計画

#### 主な関連計画

- ・弘前市国民健康保険保健事業実施計画
- ・弘前市食育推進計画
- ・弘前市スポーツ推進計画
- ・弘前市子ども・子育て支援事業計画
- ・弘前市男女共同参画プラン
- ・弘前市地域福祉計画
- ・弘前市自殺対策計画
- ・弘前市障がい者・障がい児施策推進計画
- ・弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

### 4 計画の期間

本計画の計画期間は、「健康日本 21（第三次）」との整合を図り、2024（令和6）年度～2035（令和17）年度までの12年間とします。